資料１－１

東久留米市地域自立支援協議会の書面開催について

東久留米市地域自立支援協議会について、対面で実施する予定でしたが、都内の感染拡大及び緊急事態宣言のため、書面開催といたします。

書面開催の方法

1. 事務局が「会議資料」と「質問・意見票」をメール又は郵送で各委員へ送付します。
2. 委員は、「会議資料」を確認し、質問や意見を「質問・意見票」に記入し、を事務局に返送します。（メール、郵送、ＦＡＸ）

※「質問・意見票」の返送を以って、会議に「出席」したこととする運用にします。委員の半数以上の「出席」をもって会議成立とします。謝金を支払いする上で必要な運用となります。

1. 事務局は各委員の質問・意見をとりまとめ、情報共有として全ての委員へ送付します。追加の「質問・意見票」も送付します。
2. 委員は追加で質問・意見がある場合は、質問・意見票を返送します。（追加分の質問・意見については次回会議の事務局課題にします。）
3. 事務局は、1回分の会議として議事録を作成し、各委員の確認を受けます。
4. 「出席」した委員の方へ委員謝金をお支払いいたします。

※注 質問・意見票の提出期限は、**９月２４日（金）**です。

提出がない場合は「欠席」となってしまいますので、

必ずご提出をお願い申し上げます。

意見・質問票　提出先：東久留米市福祉保健部障害福祉課

郵送等　〒203-8555　東京都東久留米市本町3-3-1

ＦＡＸ　042-475-8181

メール　shogaifukushi@city.higashikurume.lg.jp